

特定都市河川浸水被害対策法における  
雨水浸透阻害行為の許可申請ガイド

令和5年8月作成  
北海道

## 目 次

○手続きフロー図	-----	1
○事前相談について	-----	2
○許可申請について	-----	11
○工事の実施から完了について	-----	22

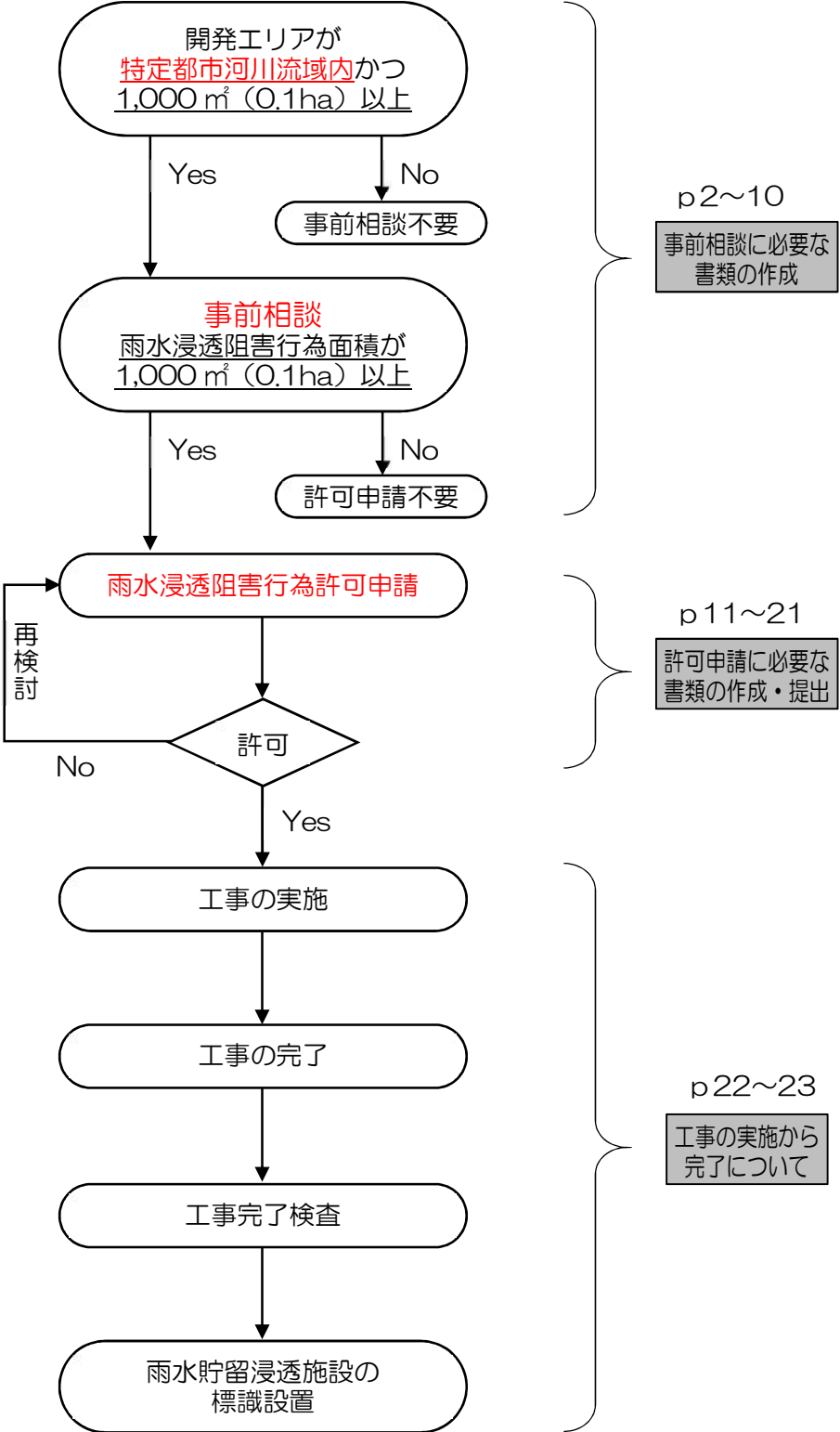
### 【参考資料】

○Q&A	-----	24
○様式の記載例	-----	29
○その他の様式（変更、工事实施～完了）	-----	40
○様式チェックシート（審査要領）	-----	45

# 手続きフロー図

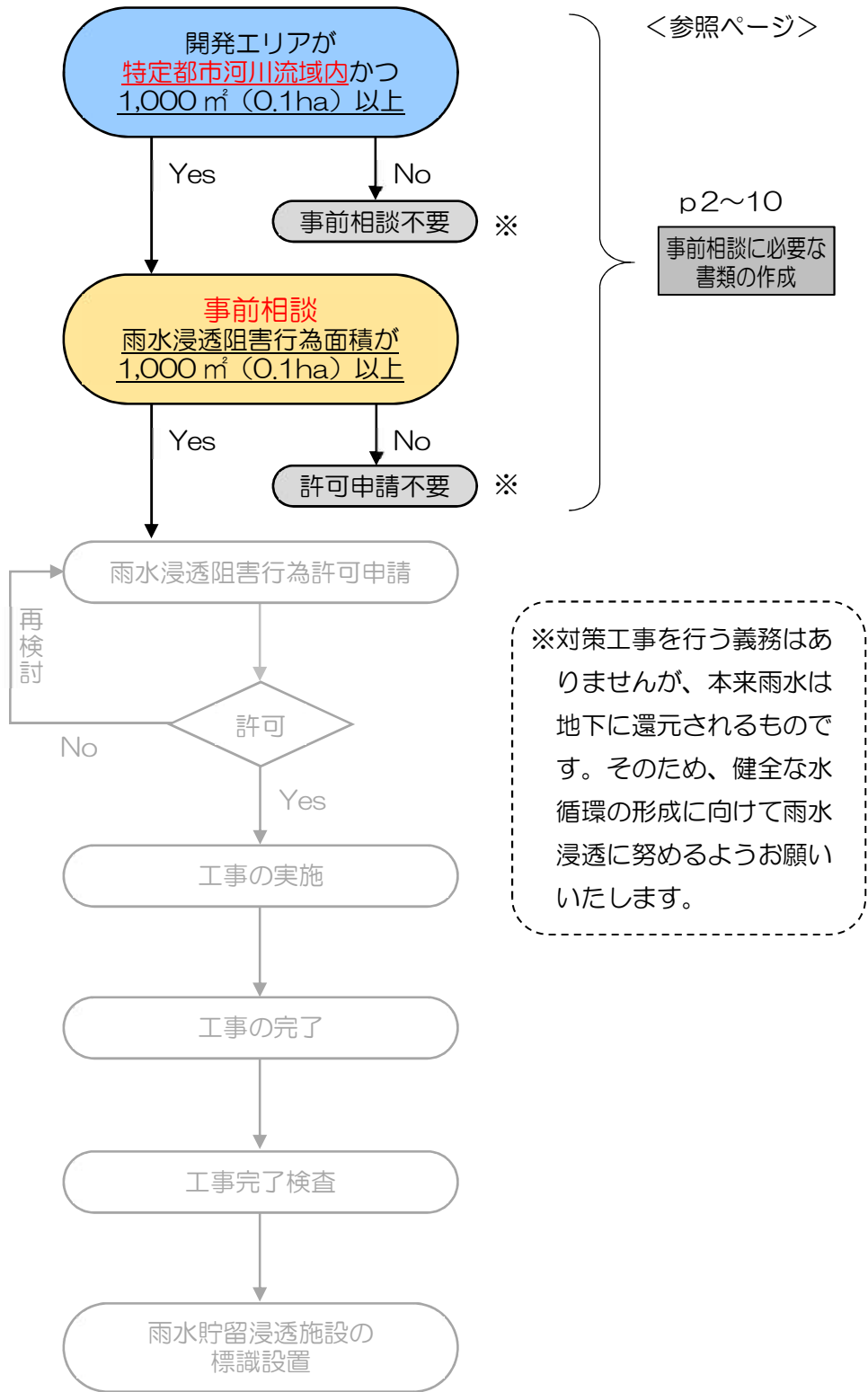
雨水浸透阻害行為に対する対策工事として雨水貯留浸透施設を設置する場合、事前相談、許可申請等の手順を踏むことになります。

<参照ページ>



# 事前相談について

事前相談とは、雨水浸透阻害行為の許可申請が必要な開発行為であるかを確認するために行うものです。事前相談の流れについては以下のとおりです。



以下は事前相談に必要な書類です。明示すべき事項は、下記ならびに本ガイド p45 以降のチェックシートを参照してください。

■事前相談に必要な書類

様式番号	名称	明示すべき事項
様式-1	現況土地利用区分面積集計表（行為前）	
様式-2	計画土地利用区分面積集計表（行為後）	
様式-3	行為前後の土地利用集計表	
様式-7	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	

図面番号	名称	明示すべき事項
図面-1	行為区域位置図 （縮尺 1/50,000 以上）	地形図に行為区域の位置を赤色で表示
図面-2	行為区域区域図 （縮尺 1/2,500 以上）	行為区域の区域、市町村界、市町村区域内の町又は字の境界、土地の地番、土地の形状
図面-3	現況平面図（行為前） （縮尺 1/2,500 以上）	行為区域及び周辺区域の現況がわかるように表示
図面-4	現況土地利用求積図（行為前） （縮尺 1/2,500 以上）	地形、事業区域の境界、現況土地利用形態の区分ごとにエリアを分け、着色し、様式-1と対照するエリア No.、エリア毎の面積、既存排水施設の位置を明示
図面-5	土地利用計画図（行為後） （縮尺 1/2,500 以上）	行為後の土地利用計画を可能な限り詳細に表示
図面-6	土地利用計画求積図（行為後） （縮尺 1/2,500 以上）	事業区域の境界、計画土地利用形態の区分毎にエリアを分け、着色し、様式-2と対照するエリア No.、エリア毎の面積、計画排水施設の位置を明示
図面-7※	排水施設計画平面図 （縮尺 1/2,500 以上）	排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称

※については、事前相談時に作成していれば添付してください。

資料番号	名称	明示すべき事項
資料-1	土地の登記事項を示す書類 （全部事項証明書の写し）	
資料-2	公図の写し	
資料-3※	開発許可等に伴う対策量算定結果	
資料-4	事業概要説明書、事業概要図	
資料-5	現況写真（写真撮影位置図を添付）	
資料-7	その他必要な資料 （委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）	

※については、事前相談時に作成していれば添付してください。

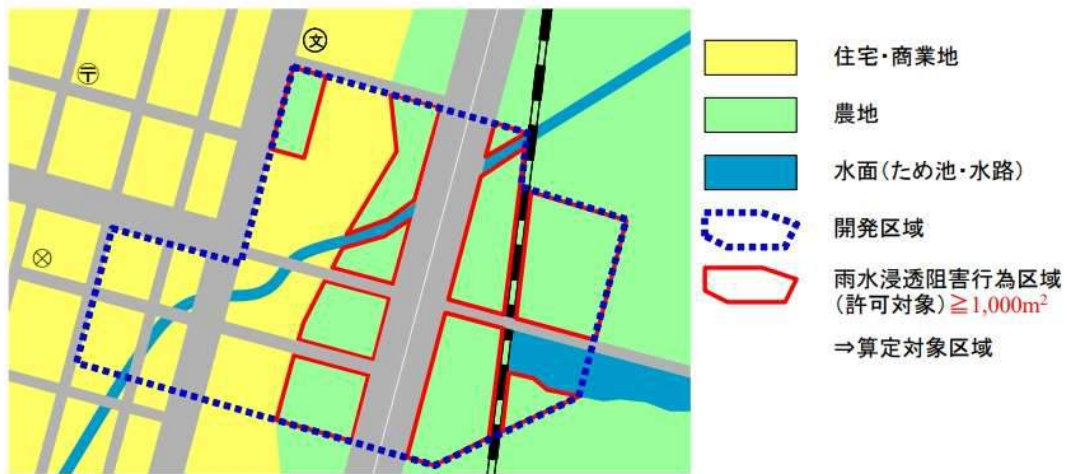
雨水浸透阻害行為の許可申請が必要な開発行為であるかは以降のステップで確認しますが、考え方は次のとおりです。

～ 許可申請要否の考え方 ～

下図に示すケースでは、青点線内を開発区域（行為区域）としています。

その内、住宅・商業地や水面は、既に雨水の流出率が高くなっている土地として、当該土地における行為は対象とならず、赤枠内の農地が雨水浸透阻害行為区域となります。

この赤枠内の面積が 1,000 m<sup>2</sup> (0.1ha) 以上の場合、許可申請が必要となります。



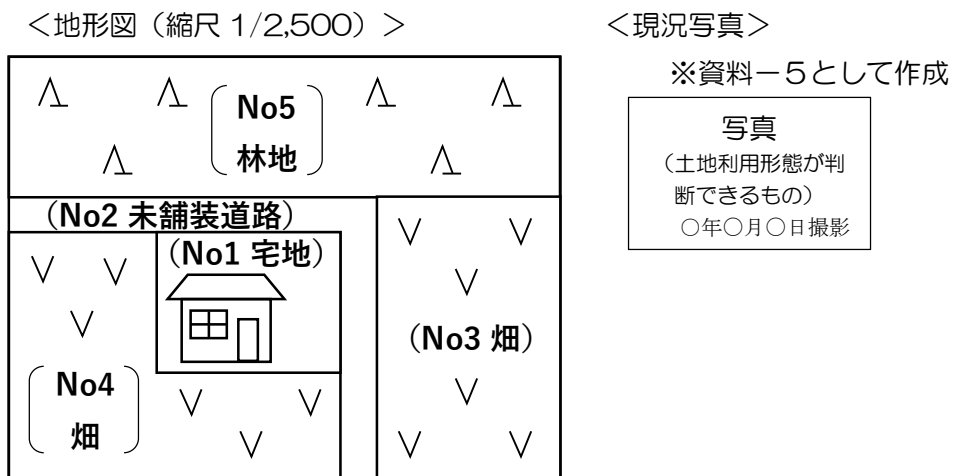
注) 許可申請が必要となった場合、雨水貯留浸透施設等の対策工事によって行為後の雨水流出量の最大値を行為前の値まで抑制する検討を行うこととなります。この雨水流出量の検討では、雨水浸透阻害行為面積ではなく開発区域の面積を使用することになります。

■STEP1 現況の各土地利用を判別

- 行為区域が特定都市河川流域に含まれているかを確認してください。  
(図面-1、図面-2に関連)
- 行為区域及び周辺区域の現況がわかるように表示し、土地利用の形態<sup>\*</sup>を判別してください。(図面-3に関連)

※土地利用の形態区分は p9~10 の「土地利用の判別方法」を参照

図面-3 現況平面図の要点



※審査の要点は p45~48 を参照

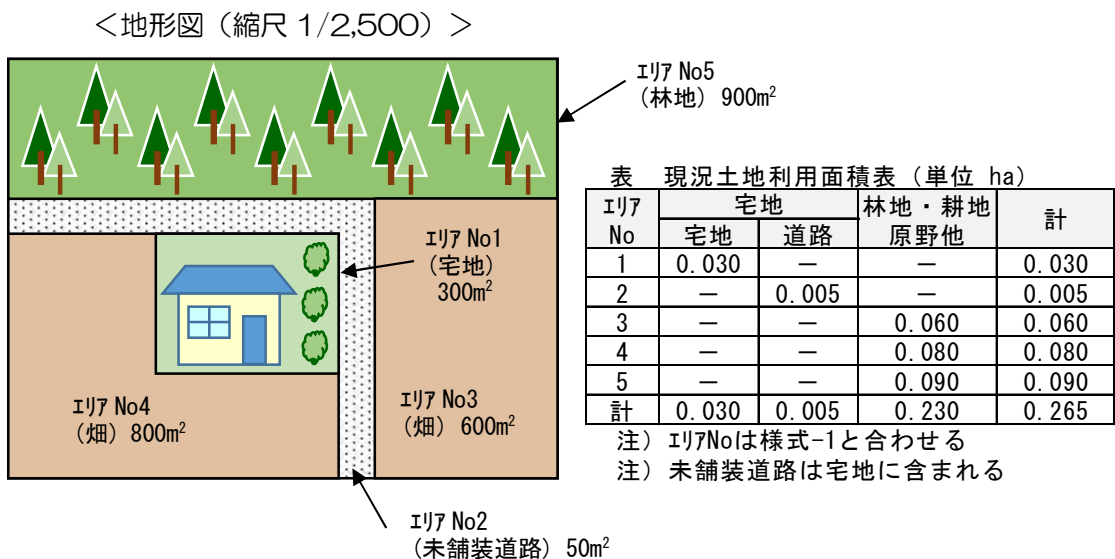
なお、上図では下表の土地利用形態、面積を条件としています。

No1	: 宅地	300m <sup>2</sup>
No2	: 未舗装道路	50m <sup>2</sup>
No3	: 畑	600m <sup>2</sup>
No4	: 畑	800m <sup>2</sup>
No5	: 林地	900m <sup>2</sup>
合計		2,650m <sup>2</sup> (0.265ha)

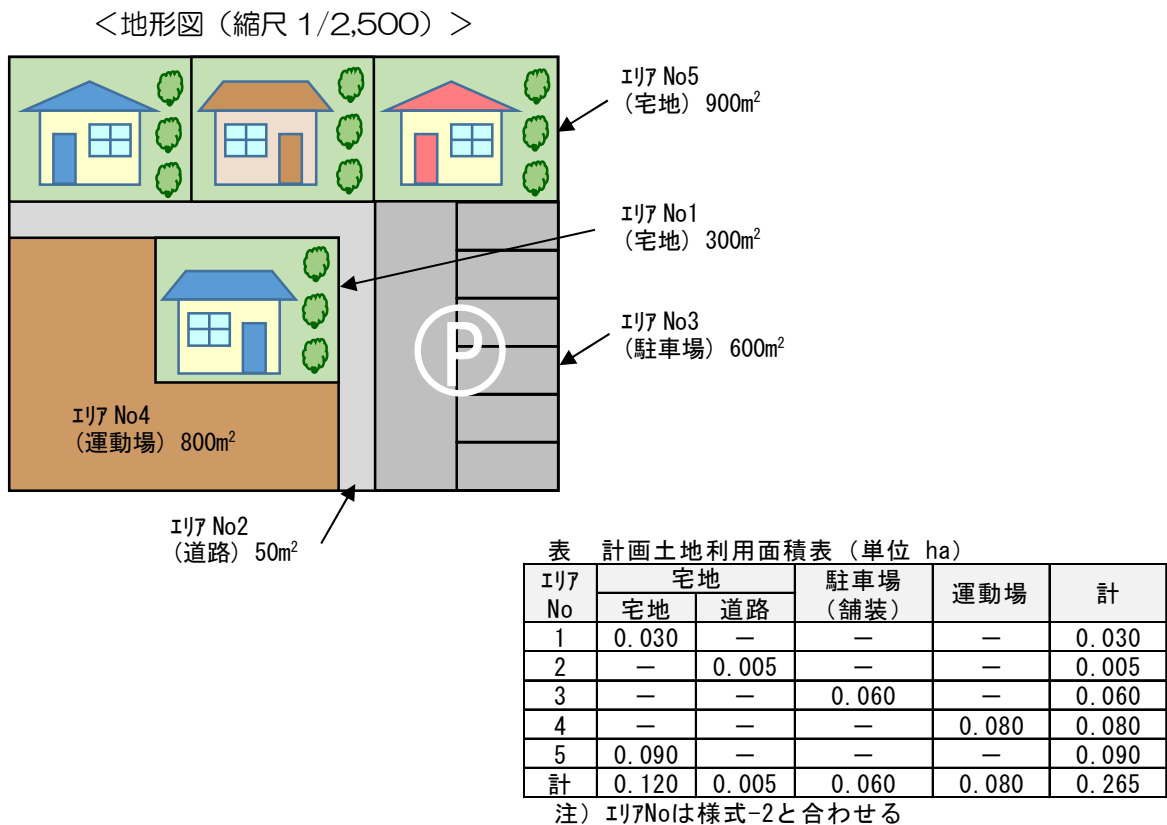
■STEP2 現況と計画の土地利用形態の区分と面積を各々判別し集計

・現況（行為前）と計画（行為後）の土地利用形態の区分と面積を各々判別し、集計します。（図面－4、図面－5、図面－6に関連）

図面－4 現況土地利用求積図（行為前）の要点



図面－5 土地利用計画図（行為後）、図面－6 土地利用計画求積図（行為後）の要点





事前相談に必要な書類の作成

許可申請に必要な書類の作成・提出

工事の実施から完了について

STEP3 雨水浸透阻害行為面積を算定し、申請の要否を判断

○現況の土地利用（様式-1）

前ページの表-1より、現況の土地利用形態の区分と面積を各々判別し、集計します。

現況土地利用区分面積集計表（行為前）

様式-1

エリアNo	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出雨量を増加させるおそれのある行為に係る土地			左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路（法面を有しないものに限る。）	道路（法面を有するものに限る。）	鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	鉄道線路（法面を有するものに限る。）	飛行場（法面を有しないものに限る。）	飛行場（法面を有するものに限る。）	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地（法面を除く）	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うもの）	運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地
1	0.0300					0.0050												
2																		
3																		0.0600
4																		0.0800
5																		0.0900
小計1	0.0300					0.0050												0.2300
小計2						0.0350												0.2300
合計																		0.2650

様式-3  
①欄に自動記入

(単位: ha)

○計画の土地利用（様式-2）

前ページの表-2より、計画の土地利用形態の区分と面積を各々判別し、集計します。

計画土地利用区分面積集計表（行為後）

様式-2

エリアNo	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出雨量を増加させるおそれのある行為に係る土地			左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路（法面を有しないものに限る。）	道路（法面を有するものに限る。）	鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	鉄道線路（法面を有するものに限る。）	飛行場（法面を有しないものに限る。）	飛行場（法面を有するものに限る。）	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地（法面を除く）	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うもの）	運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地
1	0.0300					0.0050												
2																		
3																		0.0600
4																		0.0800
5	0.0900																	0.0900
小計1	0.1200					0.0050												0.2650
小計2						0.1250												0.2650
合計																		0.2650

様式-3  
②欄に自動記入

(単位: ha)

事前相談に必要な書類の作成

許可申請に必要な書類の作成・提出

工事の実施から完了について

○雨水浸透阻害行為前後の土地利用集計（様式－3） ※自動計算されるので入力不要

様式－1、様式－2より雨水浸透阻害行為面積の算定をします。

行為前後の土地利用集計表

様式－3

土地利用区分		①欄 様式-1 現況土地利用 面積 (ha) ①	②欄 様式-2 計画土地利用 面積 (ha) ②	③欄 面積差 (ha)	④欄 雨水浸透阻害行為の当該面積	参考 流出係数	備 考
土 地 利 用 区 分		様式-1 小計1の欄	様式-2 小計1の欄	②-①	③欄が(+)の場合、原則該当 該当の場合面積 (ha) を記入		
宅地等	宅 地	0.0300	0.1200	0.0900	0.0900	0.9	宅地等の区分同士の増減は対象としない。
	池 沼					1	
	水 路					1	
	た め 池					1	
	道路（法面を有しないものに限る。）	0.0050	0.0050			0.9	
	道路（法面を有するものに限る。）					加重平均	
	鉄道線路（法面を有しないものに限る。）					0.9	
	鉄道線路（法面を有するものに限る。）					加重平均	
	飛行場（法面を有しないものに限る。）					0.9	
	飛行場（法面を有するものに限る。）					加重平均	
小 計	0.0350	0.1250	0.0900	0.0900			
舗装された土地	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地（法面を除く）		0.0600	0.0600	0.0600	0.95	
	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面					1	
小 計		0.0600	0.0600		0.0600		
その他土地からの流出雨量を増加させるおそれのある行為に係る土地	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うもの）					0.5	
	運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）		0.0800	0.0800	0.0800	0.8	
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地					0.5	
小 計		0.0800	0.0800		0.0800		
上記に掲げる土地以外の土地	山 地					0.3	
	人工的に造成された植生に覆われた法面					0.4	
小 計	0.2300		-0.2300			0.2	
合 計	0.2650	0.2650			0.2300		

④欄の合計 **0.2300** ha  
0.1ha (1,000㎡) 以上の場合、申請の対象

(-)の欄は記載不要 (単位：ha)



結果（許可申請の要否）

上記ケースでは行為区域面積 2,650 ㎡に対し、現況の宅地等面積(宅地 300 ㎡+道路 50 ㎡=350 ㎡)を除いた 2,300 ㎡が雨水浸透阻害行為面積となり、1,000 ㎡ (0.1ha) を超えることから許可申請が必要となります。

p3 に記した「事前相談に必要な書類」を作成し、事前相談を進めて下さい。

参考

■土地利用の判別方法

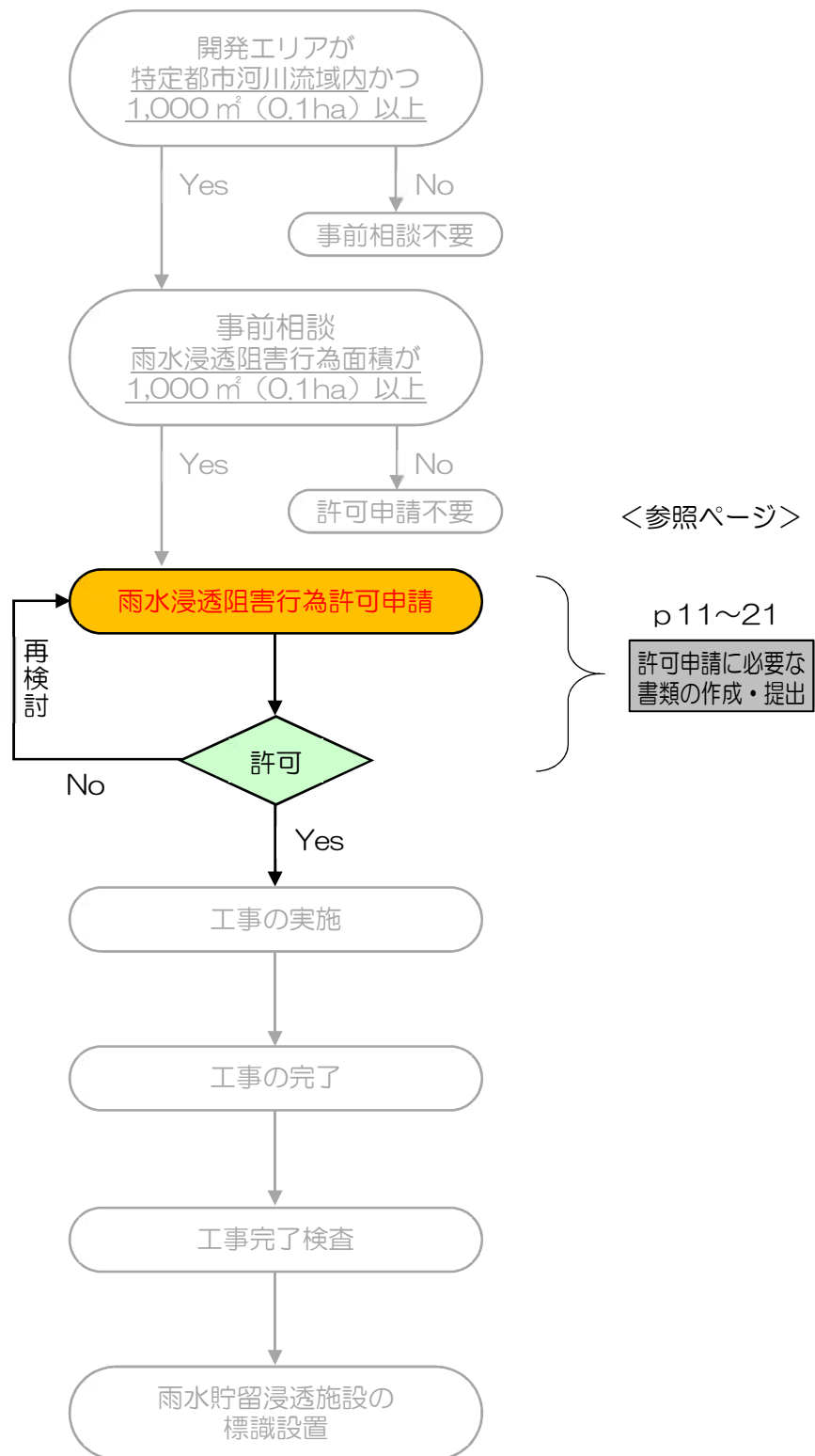
	土地利用の形態	流出係数	定義	留意事項
宅地等に該当する土地	①宅地	0.90	宅地は、次に掲げる建物（工作物を含む）の用に供するための土地をいう。 (A) 現況において、建物の用に供している土地 (B) 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地 (C) 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地	宅地は、建物の屋根面積のほか、庭等も含めた一団をもって宅地とする。
	②池沼	1.00	常時又は一時的に水面を有する池沼をいう。	池沼の範囲は、池沼を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲及び貯留に供する土提等がある場合は、それら施設敷地一体を含めた範囲とする。
	③水路	1.00	常時又は一時的に水面を有する水路をいう。	水路の範囲は、水路を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲とする。
	④ため池	1.00	常時又は一時的に水面を有するため池をいう。	ため池の範囲は、ため池を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲及び貯留に供する土提等がある場合はそれら施設敷地一体を含めた範囲とする。
	⑤道路（法面を有しないものに限る） ⑥道路（法面を有するものに限る）	・法面を有しないもの 0.90 ・法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値	一般の交通の用に供する道路をいう。道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に規定する道路かどうかは問わない。 未舗装でも、一般の交通の用に供していれば道路とする。	道路の範囲は、路肩から路肩までの範囲のほか、歩道、植樹帯、道路付帯施設が含まれる。 法面は区分し整理する。
	⑦鉄道線路（法面を有しないものに限る） ⑧鉄道線路（法面を有するものに限る）	・法面を有しないもの 0.90 ・法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値	鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む）をいう。 操車場は鉄道線路に含まれない。	法面は区分し整理する。
	⑨飛行場（法面を有しないものに限る） ⑩飛行場（法面を有するものに限る）	・法面を有しないもの 0.90 ・法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値	空港・ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む）をいう。	法面は区分し整理する。

	土地利用の形態	流出係数	定義	留意事項
舗装された土地	⑪コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた土地（法面を除く）	0.95	コンクリート等の不浸透性の材料で覆われた土地（法面は含まず）をいう。	
	⑫コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面	1.00	コンクリート等の不浸透性の材料で覆われた法面をいう。	
その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地	⑬ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.50	ゴルフ場の敷地すべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。	「雨水を排水するための排水施設」がない場合は、この区分の対象とならない。敷地のうち、排水施設に集水される範囲が対象となる。
	⑭運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.80	運動場の敷地すべてではなく、排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。	「雨水を排水するための排水施設」がない場合は、この区分の対象とならない。敷地のうち、排水施設に集水される範囲が対象となる。
	⑮ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地（排水施設が設置されたゴルフ場、運動場等を除く）をいう。 施工段階で締め固められた土地であっても、耕起が行われることによって通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態のものは、締め固められた土地に該当しない。	
上記に掲げる土地以外の土地	⑯山地	0.30	平均勾配が10%以上の土地（山地、林地、原野）をいう。	平均勾配の設定は、エリア内の地形図で一つの斜面を構成するエリアを設定し、次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し、判断する。 他の区分（①～⑮、⑰、⑱）以外の土地で、平均勾配10%以上の土地をいう。
	⑰人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40	人工的に造成され、植生に覆われた法面をいう。	
	⑱林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	平均勾配が10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地（山地、林地、原野）をいう。	平均勾配の設定は、エリア内の地形図で一つの斜面を構成するエリアを設定し、次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し、判断する。 他の区分（①～⑮、⑰、⑱）以外の土地で、平均勾配10%未満の土地をいう。
			耕作の目的に供される土地（水田〈灌漑中であるか否かを問わない〉を含む）をいう。	

# 許可申請について

事前相談において雨水浸透阻害行為面積が 1,000 m<sup>2</sup> (0.1ha) 以上であることが確認された場合、許可申請の対象となります。

許可申請の流れについては以下のとおりです。



■ 許可申請に必要な書類

様式番号	名称	明示すべき事項
様式-1	現況土地利用区分面積集計表（行為前）	（事前相談時作成）
様式-2	計画土地利用区分面積集計表（行為後）	（事前相談時作成）
様式-3	行為前後の土地利用集計表	（事前相談時作成）
様式-4	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数	
様式-5	雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値	
様式-6	政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類	
様式-8	貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	
別記第1号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	工事の計画の方針、行為区域内の土地の現況及び土地利用計画並びに対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画
別記様式第二	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	

図面番号	名称	明示すべき事項
図面-1	行為区域位置図（縮尺 1/50,000 以上）	（事前相談時作成）
図面-2	行為区域区域図（縮尺 1/2,500 以上）	（事前相談時作成）
図面-3	現況平面図（行為前）（縮尺 1/2,500 以上）	（事前相談時作成）
図面-4	現況土地利用求積図（行為前）（縮尺 1/2,500 以上）	（事前相談時作成）
図面-5	土地利用計画図（行為後）（縮尺 1/2,500 以上）	（事前相談時作成）
図面-6	土地利用計画求積図（行為後）（縮尺 1/2,500 以上）	（事前相談時作成）
図面-7	排水施設計画平面図（縮尺 1/2,500 以上）	排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称
図面-8	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図（縮尺 1/2,500 以上）	対策工事の計画位置又は計画区域及び集水区域
図面-9	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図 雨水貯留浸透施設の形状（縮尺 1/2,500 以上） 雨水貯留浸透施設の構造の詳細（縮尺 1/500 以上）（プラスチック製品の品質証明書）	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。 流入口及び放流口の構造を含むものであること。
図面-10	標識設置位置図（縮尺 1/500 以上）	

資料番号	名称	明示すべき事項
資料-1	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）	（事前相談時作成）
資料-2	公図の写し	（事前相談時作成）
資料-3	開発許可等に伴う対策量算定結果	
資料-4	事業概要説明書、事業概要図	（事前相談時作成）
資料-5	現況写真（写真撮影位置図を添付）	（事前相談時作成）
資料-6	工事工程表	
資料-7	その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）	（事前相談時作成）



■STEP 1 行為前後の流出係数を算出

○雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数（様式－４）

※自動計算されるので表の数値は入力不要

様式－３（p8）の雨水浸透阻害行為面積 0.230ha、集水面積 0.265ha に基づき、行為前後の流出係数を算出します。  
算定結果→行為前平均流出係数 0.292、行為後 0.881 となります

行為区域位置 住所： ○○市○○区○○町  
行為面積 0.2300 (ha) 集水面積 0.265ha  
行為前後の土地利用区分

雨水浸透阻害行為面積ではなく開発区域の集水面積で計算 (0.265ha)

区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為后面積 (ha)	
宅地等に該当する土地	第1号関連	宅地	0.90	0.0300	0.1200
		池沼	1.00		
		水路	1.00		
		ため池	1.00		
		道路（法面を有しないもの）	0.90	0.0050	0.0050
		道路（法面を有するもの）			
		鉄道線路（法面を有しないもの）	0.90		
		鉄道線路（法面を有するもの）			
		飛行場（法面を有しないもの）	0.90		
		飛行場（法面を有するもの）			
宅地等以外の土地	第2号関連	不浸透性材料により舗装された土地（法面を除く）	0.95		0.0600
		不浸透性材料により覆われた法面	1.00		
	第3号関連	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.50		
		運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.80		0.0800
		ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50		
	土第3記号以外に1の掲げから	山地	0.30		
人工的に造成され植生に覆われた法面		0.40			
林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地		0.20	0.2300		
その他					
面積計			0.2650	0.2650	
平均流出係数			0.292	0.881	

■STEP2 基準降雨を確認

・基準降雨（公示）を確認してください。

※既に入力されているため入力不要

千歳川水系の場合（確率 1/10 降雨表）

時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	2.3	6	0-10	3.5	12	0-10	36.3	18	0-10	3.4
	10-20	2.3		10-20	3.5		10-20	21.7		10-20	3.3
	20-30	2.3		20-30	3.6		20-30	16.5		20-30	3.3
	30-40	2.3		30-40	3.7		30-40	13.6		30-40	3.2
	40-50	2.4		40-50	3.7		40-50	11.8		40-50	3.2
	50-60	2.4		50-60	3.8		50-60	10.5		50-60	3.1
1	0-10	2.4	7	0-10	3.9	13	0-10	9.5	19	0-10	3.1
	10-20	2.4		10-20	4.0		10-20	8.8		10-20	3.0
	20-30	2.4		20-30	4.1		20-30	8.1		20-30	3.0
	30-40	2.5		30-40	4.2		30-40	7.6		30-40	3.0
	40-50	2.5		40-50	4.3		40-50	7.2		40-50	2.9
	50-60	2.5		50-60	4.4		50-60	6.8		50-60	2.9
2	0-10	2.5	8	0-10	4.5	14	0-10	6.5	20	0-10	2.9
	10-20	2.6		10-20	4.6		10-20	6.2		10-20	2.8
	20-30	2.6		20-30	4.7		20-30	5.9		20-30	2.8
	30-40	2.6		30-40	4.9		30-40	5.7		30-40	2.8
	40-50	2.6		40-50	5.0		40-50	5.5		40-50	2.7
	50-60	2.7		50-60	5.2		50-60	5.3		50-60	2.7
3	0-10	2.7	9	0-10	5.4	15	0-10	5.1	21	0-10	2.7
	10-20	2.7		10-20	5.6		10-20	4.9		10-20	2.6
	20-30	2.8		20-30	5.8		20-30	4.8		20-30	2.6
	30-40	2.8		30-40	6.0		30-40	4.7		30-40	2.6
	40-50	2.8		40-50	6.3		40-50	4.5		40-50	2.6
	50-60	2.9		50-60	6.6		50-60	4.4		50-60	2.5
4	0-10	2.9	10	0-10	7.0	16	0-10	4.3	22	0-10	2.5
	10-20	2.9		10-20	7.4		10-20	4.2		10-20	2.5
	20-30	3.0		20-30	7.9		20-30	4.1		20-30	2.5
	30-40	3.0		30-40	8.4		30-40	4.0		30-40	2.4
	40-50	3.1		40-50	9.1		40-50	3.9		40-50	2.4
	50-60	3.1		50-60	10.0		50-60	3.9		50-60	2.4
5	0-10	3.2	11	0-10	11.1	17	0-10	3.8	23	0-10	2.4
	10-20	3.2		10-20	12.6		10-20	3.7		10-20	2.3
	20-30	3.3		20-30	14.9		20-30	3.6		20-30	2.3
	30-40	3.3		30-40	18.6		30-40	3.6		30-40	2.3
	40-50	3.4		40-50	26.6		40-50	3.5		40-50	2.3
	50-60	3.4		50-60	78.2		50-60	3.4		50-60	2.3



■STEP3 行為前後の各時間（10分）毎流出雨水量を算定

○雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値（様式－5）

※自動計算されるので入力不要

**雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量**

合理式  $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$

Q: 流量 (m<sup>3</sup>/s)  
 f: 流出係数 (様式－4より)  
 r: 最大降雨強度(10分間) (mm/h)  
 A: 集水面積 (ha) (様式－4より)

① 行為前の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.292 \times 78.2 \times 0.2650 = 0.01681 \text{ m}^3/\text{s}$$

② 行為後の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.881 \times 78.2 \times 0.2650 = 0.05071 \text{ m}^3/\text{s}$$

よって、

$$0.05071 \text{ m}^3/\text{s} - 0.01681 \text{ m}^3/\text{s} = 0.03390 \text{ m}^3/\text{s}$$

0.03390 m<sup>3</sup>/s分をカットする対策が必要。

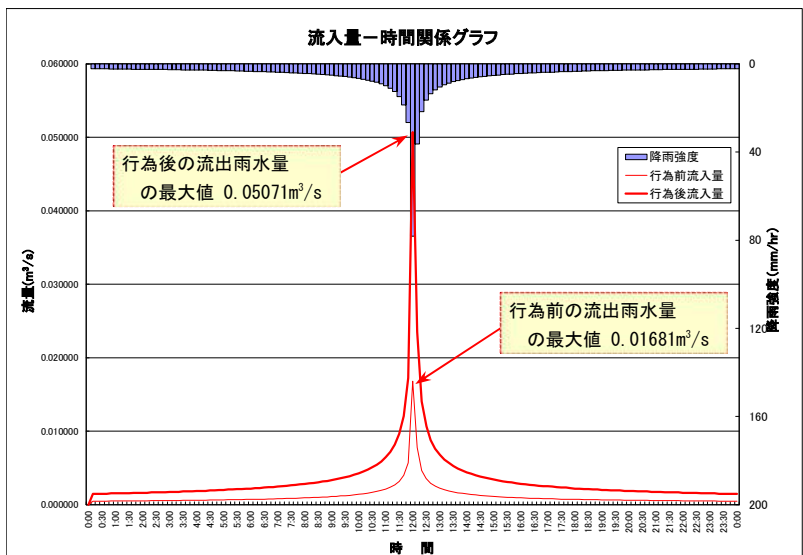
○雨水流出量の最大値の確認

「調整池容量計算システム(エクセル)」\*を使用し、様式－4の数値を「流出係数算出」シートに入力すると、「O1 流出計算 (Q-Tグラフ)」シートにグラフが作成されます。計算結果が、様式－5の最大雨水流出量（行為前後）と同様か確認してください。 ※詳しくは「調整池容量計算システムユーザーズマニュアル(国土交通省 水管理 国土保全局)」参照ください。

**調整池容量計算システム (エクセル) 使用**

10:00～14:00 まで表示 (ピーク付近)

時刻	行為前流入量	行為後流入量
10:00	0.001420	0.004280
10:10	0.001500	0.004540
10:20	0.001590	0.004800
10:30	0.001700	0.005120
10:40	0.001810	0.005450
10:50	0.001960	0.005900
11:00	0.002150	0.006490
11:10	0.002390	0.007200
11:20	0.002710	0.008170
11:30	0.003200	0.009660
11:40	0.004000	0.012060
11:50	0.005720	0.017250
12:00	0.016810	0.050710
12:10	0.007800	0.023540
12:20	0.004660	0.014070
12:30	0.003550	0.010700
12:40	0.002920	0.008820
12:50	0.002540	0.007650
13:00	0.002260	0.006810
13:10	0.002040	0.006160
13:20	0.001890	0.005710
13:30	0.001740	0.005250
13:40	0.001630	0.004930
13:50	0.001550	0.004670
14:00	0.001460	0.004410

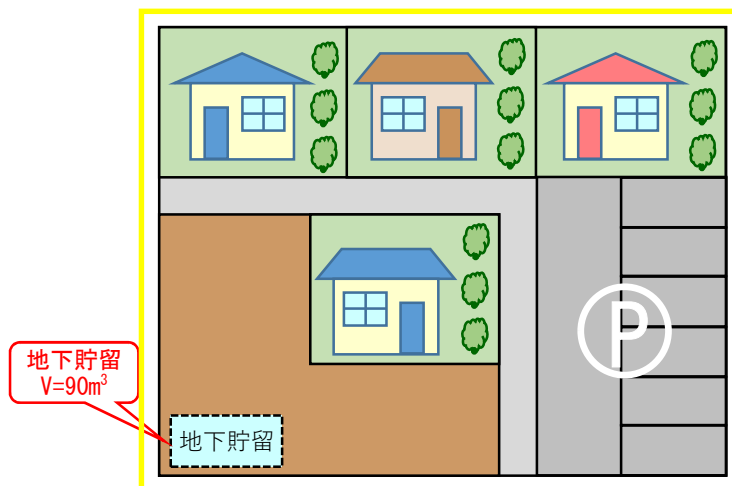


■STEP4 対策工事としての雨水貯留浸透施設の規模を設定

- 対策工事としての雨水貯留浸透施設の規模を設定します。以下は雨水貯留施設（調整池）を設置する場合の例です。（様式－6、図面－8、図面－9関係）
- 調整池の規模の設定にあたっては、p19の対策量の概算（早見表）が参考となります。

図面－9 対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図（雨水貯留浸透施設の形状）の要点

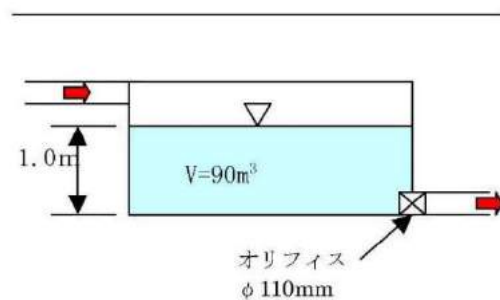
○グラウンドの地下に容量90m<sup>3</sup>の地下調整池を設置する。



地下調整池諸元表

貯留面積	90m <sup>2</sup>
計画貯留水深	1.0m
計画貯留容量	90m <sup>3</sup>
放流オリフィス	φ110mm

地下調整池断面図



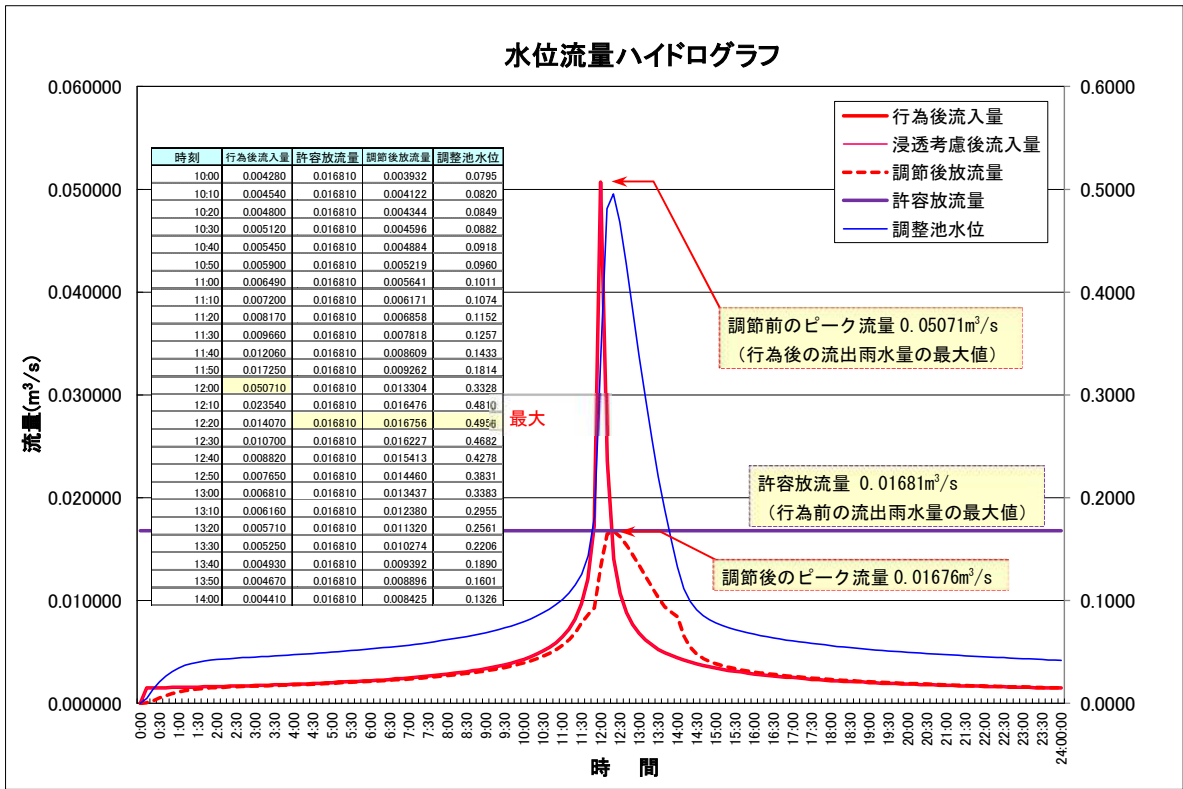
※雨水浸透施設を採用するときは、提出資料作成時に使用するエクセルファイル「様式－1～6許可申請様式計算シート」中の、シート「浸透施設諸元算出表」を使用。

■STEP5 対策工事による雨水流出量抑制結果の作成

・「調整池容量計算システム（エクセル）」を使用し、雨水貯留浸透施設によって行為前雨水流出量最大値まで抑制可能な証明資料を作成する必要があります。（様式－6関係）

様式－5の例示では、行為前最大流出雨水量  $Q=0.01681 \text{ m}^3/\text{s}$  に対し、行為後は  $Q=0.05071 \text{ m}^3/\text{s}$  となっています。  
 よって、雨水貯留浸透施設の設置により、行為前の  $Q=0.01681 \text{ m}^3/\text{s}$  以下に放流量を抑えることが必要であり、それを証明する資料を作成することとなります。（以下の例示を参照）

調整池容量計算システム（エクセル）使用



※算定式等の詳細は、『調整池容量計算システムユーザーズマニュアル（国土交通省 水管理 国土保全局）』を参照ください。



### ■対策量の概算（早見表：1.0ha 当たりの必要対策量）

例えば、様式-4の例示より求めた行為前流出係数 0.292、行為後流出係数 0.881 を下表に当てはめ、貯留対策量を読み取ると 1.0ha 当たりの必要対策量は貯水量＝180 m<sup>3</sup>/ha となります。

例示での集水面積が 0.265ha ですので、必要対策量は 0.265ha×180 m<sup>3</sup>/ha＝48 m<sup>3</sup>となります。

早見表：1.0ha 当たりの対策量（浸透対策なし）

		行為後の流出係数										
		～0.40	～0.45	～0.50	～0.55	～0.60	～0.65	～0.70	～0.75	～0.80	～0.85	～0.90
行為前の流出係数	～0.20	50	70	80	100	120	140	160	180	210	230	260
	～0.25		50	70	80	90	110	130	150	170	190	210
	～0.30			50	60	80	90	110	120	140	160	180
	～0.35				50	60	80	90	90	120	140	150
	～0.40					50	60	80	90	100	120	130
	～0.45						50	60	70	90	100	120
	～0.50							50	60	70	90	100
	～0.55								50	60	70	90
	～0.60									40	60	70
	～0.65										40	60
	～0.70											40

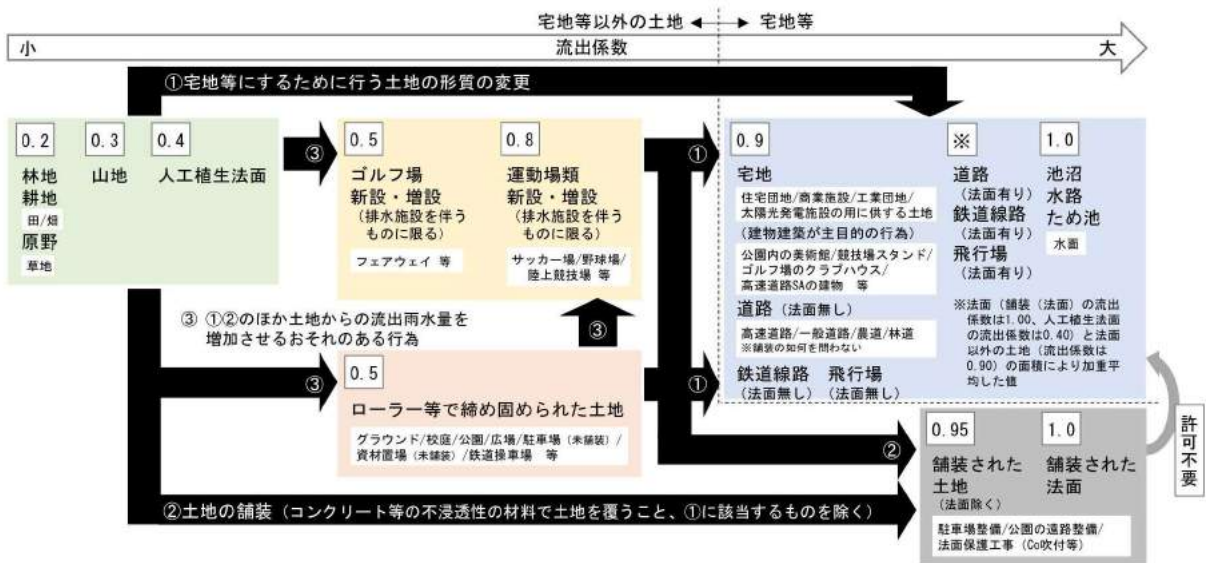
注) この早見表は、「調整池容量計算システム（エクセル）」の「貯水池容量の概算」シートにより算定しています。対策規模が最小に近い値となる貯水池の諸元で整理しており、実際の対策規模は各々設置される貯水池の面積や水深、オリフィスの形状に合わせて計算を行う必要があります。

#### <対策規模の算定条件>

項目	計算条件
降雨強度式	千歳川流域基準降雨
対象面積	1.0ha
調整池高	1.0m
許容放流量	行為前の流出雨水量の最大値
雨水貯留施設形状	貯水池は直方体とし、対策規模が最小となるような底面積より整理したものです。また、放流口は円形、流量係数は $c = 0.60$ 、 $c' = 1.80$ で算定しています。

## ■許可の対象となる雨水浸透阻害行為

参考



## ■雨水浸透阻害行為の許可の要否に係る一覧及びケーススタディ

	行為前の土地利用																						
	告示別表1 (宅地等)				告示別表2 (舗装された土地)		告示別表3 (土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地)		別表4 (別表1~3以外の土地)														
	宅地	池沼・水路・ため池	道路	鉄道線路	飛行場	コンクリート (法面除く)	コンクリート (法面)	ゴルフ場、運動場類*	締め固められた土地	山地	人工植生法面	林地・耕地・原野類											
行為後の土地利用	宅地	宅地等における行為は法第30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない	道路	鉄道線路	飛行場	コンクリート (法面除く)	コンクリート (法面)	ゴルフ場、運動場類*	締め固められた土地	山地	人工植生法面	林地・耕地・原野類	法第30条第1号に該当する行為 宅地等にするために行う土地の形質の変更										
	池沼・水路・ため池												令第7条第2号の規定により舗装された土地における行為は許可を要しない	法第30条第2号に該当する行為 土地の舗装 (コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うこと)									
	道路												令第8条第1号に該当しない	令第8条第1号に該当する行為									
	鉄道線路												令第8条第2号除外規定により該当しない	令第8条第2号に該当する行為									
	飛行場												法第30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない										
	コンクリート (法面除く)												法第30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない										
	コンクリート (法面)												法第30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない										

※雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る  
告示：流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）

ケース	該当	備考
ため池を埋め立てて、宅地として造成する	×	ため池は「宅地等」に含まれる
未舗装道路を舗装する	×	道路は舗装、未舗装に関わらず「宅地等」に含まれる
森林に排水施設を伴わないゴルフコースを設置する	×	排水施設を伴うゴルフ場の場合は該当する
水田を整地して、未舗装駐車場として造成する	○	土地を締め固める行為に該当する
未舗装駐車場を舗装する	○	締め固められた土地での舗装に該当する
公共事業として農林地等において舗装を行う	○	事業の目的や主体によらない（行為の内容に着目）
農地を底面をコンクリートで覆った農作物栽培高度化施設にする	○	土地の舗装に該当する
森林を伐採した上で、太陽光発電施設を設置する	○	土地の宅地化に該当する

○：雨水浸透阻害行為であり、許可を要する  
×：雨水浸透阻害行為でなく、許可を要しない



## 流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示 (平成16年国土交通省告示第521号)

特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号）第10条第3項の規定に基づき、流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示を次のように定める。

### 流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示

第1 特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号）第10条第3項に規定する流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数（以下「流出係数」という。）は、別表1から別表4までの上欄に掲げる土地利用の形態の区分に応じ、これらの表の下欄に掲げる値とする。

第2 前項に定める流出係数により難いときは、前項の規定にかかわらず、当該雨水浸透阻害行為を行うとする区域における雨水の流出試験（以下「現場試験」という。）により得られた値を用いることができる。この場合において、現場試験の方法は、国土交通大臣が別に定める方法によるものとする。

別表1 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）第2条第9項に規定する「宅地等」に該当する土地（法第9条第1号関係）

土地利用の形態	流出係数
宅地	0.90
池沼	1.00
水路	1.00
ため池	1.00
道路（法面を有しないものに限る。）	0.90
道路（法面を有するものに限る。）	法面（コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。）及び法面以外の土地（流出係数は0.90とする。）の面積により加重平均して算出される値
鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	0.90
鉄道線路（法面を有するものに限る。）	法面（コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。）及び法面以外の土地（流出係数は0.90とする。）の面積により加重平均して算出される値
飛行場（法面を有しないものに限る。）	0.90
飛行場（法面を有するものに限る。）	法面（コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。）及び法面以外の土地（流出係数は0.90とする。）の面積により加重平均して算出される値

別表2 舗装された土地（法第9条第2号関係）

土地利用の形態	流出係数
コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地（法面を除く）	0.95
コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	1.00

別表3 その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地（法第9条第3号関係）

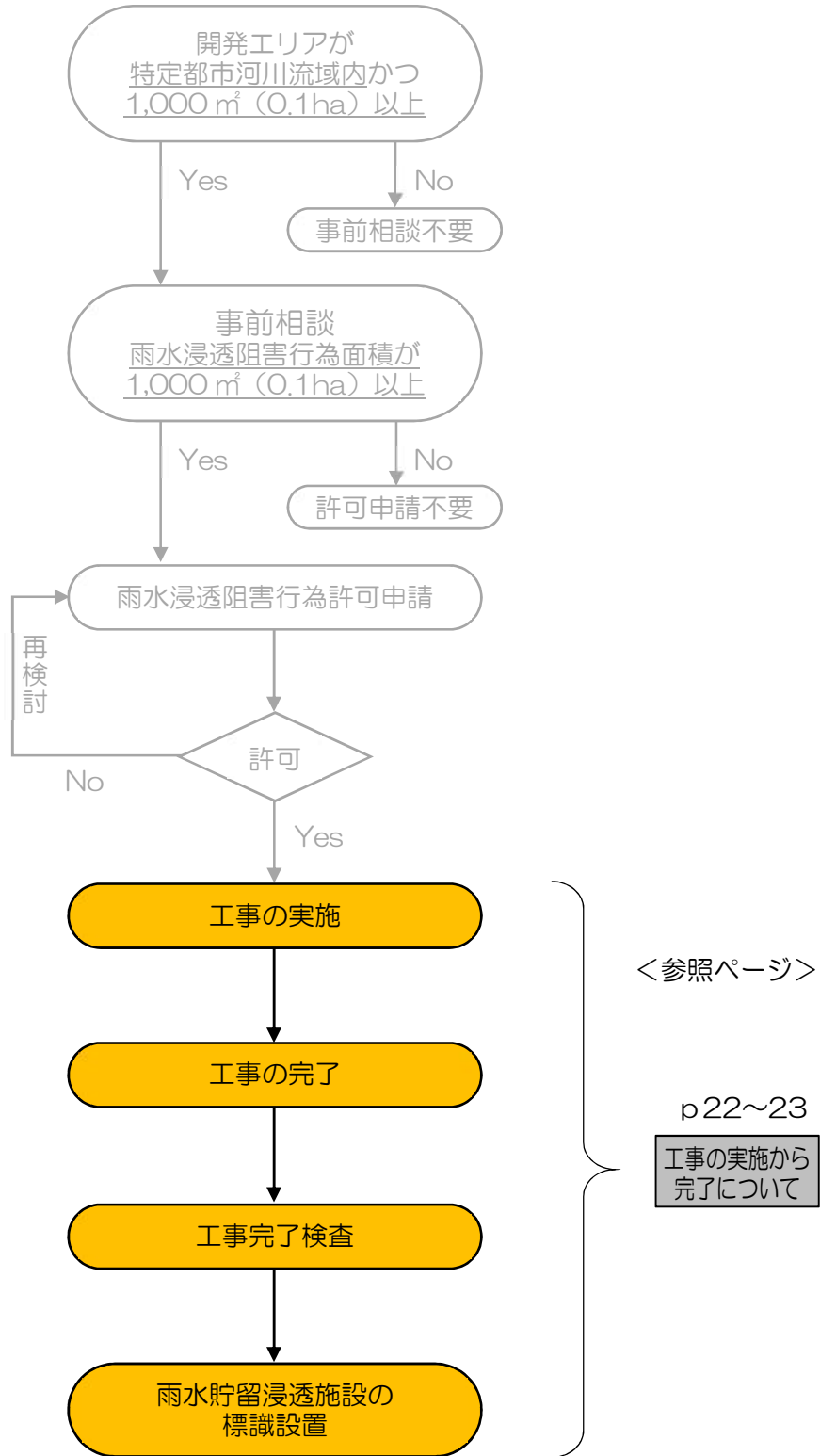
土地利用の形態	流出係数
ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）	0.50
運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）	0.80
ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50

別表4 別表1から別表3までに掲げる土地以外の土地

土地利用の形態	流出係数
山地	0.30
人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40
林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20

# 工事の実施から完了について

工事実施から工事完了までの流れは以下のとおりです。





## ○工事の実施

### ■工事着手に必要な書類

様式名	名称
別記第4号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書



## ○申請内容に変更があった場合には、再度申請・許可が必要

ただし、工事着手予定日及び工事完了予定日の変更は届出で可。

### ■申請内容の変更に必要な書類

様式名	名称	明示すべき事項
別記第2号様式	雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書	変更に係る事項、変更の理由、雨水浸透阻害行為の許可番号、工事の計画の変更に伴い変更する事項等
別記第3号様式	雨水浸透阻害行為変更届出書	雨水浸透阻害行為の許可番号、雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称、変更に係る事項、変更の理由等



## ○工事完了届出書を提出

工事完了後、雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書を提出してください。

### ■工事完了に必要な書類

様式名	名称
別記様式第三	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書



## ○工事完了検査を実施

工事完了検査合格後、検査済証が発行されます。



## ○雨水貯留浸透施設の標識を設置

標識の設置は北海道が行います。

なお、設置の際に、完成した構造物等に影響を与える場合も想定されるため、標識の設置位置、時期等については協議させてください。

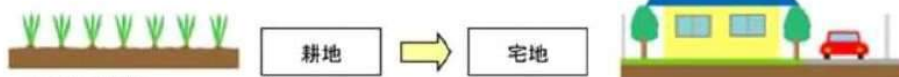
Q & A

Q 許可の対象となる雨水浸透阻害行為とは？

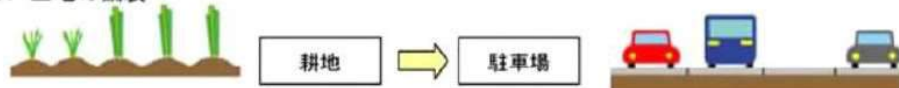
特定都市河川流域内で行う「土地から流出する雨水の量を現状より増加させるおそれのある行為（雨水の浸透を妨げる行為）」のうち、1,000m<sup>2</sup>以上のものをいいます。

<具体例>

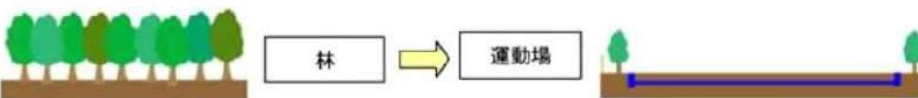
1. 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



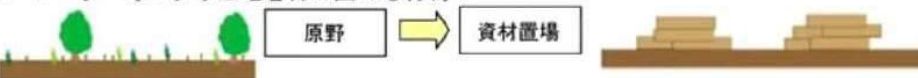
2. 土地の舗装



3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置



4. ローラー等により土地を締め固める行為



※「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場

Q 宅地やその他の土地の形態はどのように判断するのか？

登記簿に記載された地目、現地写真、航空写真等により判断します。  
また、p9～10に「土地利用の判別方法」を掲載していますので参照してください。

Q 太陽光発電施設の土地の形態は？

太陽光発電施設は、工作物に含まれるため「宅地」に該当します。

Q 雨水浸透阻害行為の対策工事とは？

雨水貯留浸透施設（地下貯留施設、透水性舗装、浸透トレンチ、浸透ます等）を設置する工事です。

Q 対策工事等を検討する際の参考文献等はあるか？

「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（R5.1）（一般財団法人国土技術研究センター）」を参考にしてください。

Q 他法令（都市計画法等）の開発許可申請は不要になるか？

他法令と特定都市河川浸水被害対策法の双方が該当する地域においては、それぞれ許可申請が必要となります。

Q 既に着手している行為も許可が必要となるか？

法第 3 条の規定に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点において、次のいずれかに該当する行為は、許可を要しません。

- 1) 既に工事に着手している行為
- 2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- 3) 事業採択されている等、既に事業化されている行為
- 4) 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

Q 許可権者は誰か？

北海道知事です。

Q 許可手数料は必要か？

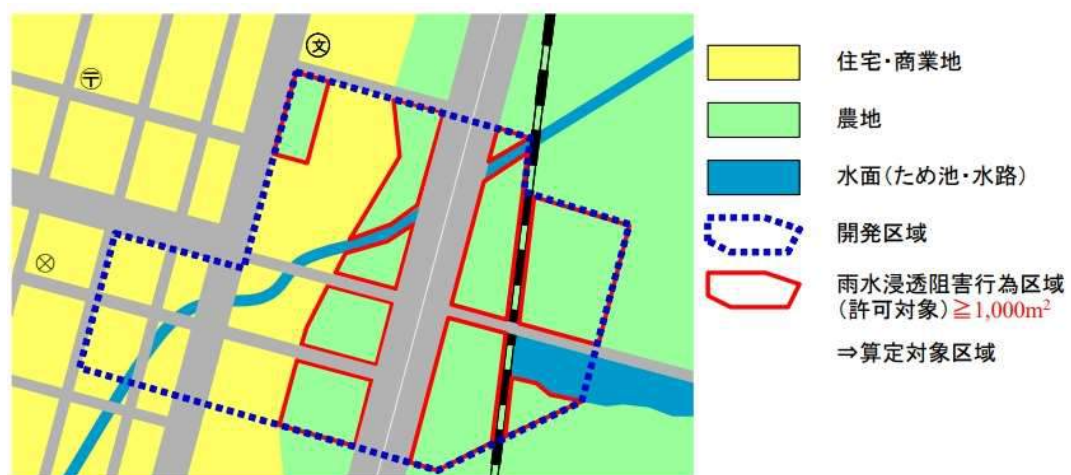
必要ありません。

Q 雨水浸透阻害行為をする土地の面積はどのように算定するのか？

宅地等（宅地、池沼、水路及びため池、道路等）については、既に雨水の流出率が高くなっている土地として、当該土地における行為は許可の対象となりません。

以下のケースでは、赤枠内の農地が雨水浸透阻害行為区域となります。

なお、面積は鉛直投影面積です。



Q 1,000m<sup>2</sup>以上のエリアを複数年（1,000m<sup>2</sup>未満）に分割して工事する場合は対象外となるか？（許可の申請単位）

長期にわたり雨水浸透阻害行為を伴う事業が実施される場合には、事業期間が5年程度となる一連の事業区域を申請単位とすることが基本となります。そのため、申請単位毎の行為面積が1,000m<sup>2</sup>以上となる場合には、許可の対象となります。

Q 開発行為では必ず雨水貯留浸透施設の設置が必要か？
1,000m <sup>2</sup> 以上の雨水浸透阻害行為を行う場合には、雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。
Q 何を基準に対策工事の規模等を検討するのか？
基準降雨が生じた場合について、雨水浸透阻害行為後の流出雨水量の最大値を行為前の値まで抑制する検討を行うこととなります。
Q 太陽光発電施設の流出係数は？
太陽光発電施設は工作物に含まれ、「宅地」に該当するため、流出係数は0.9となります。
Q 対策工事を事業区域外で実施してよいか？
対策工事（浸透施設や貯留施設の設置）は、雨水浸透阻害行為を行う土地の区域内又は当該区域に隣接する土地の区域内において行うことを原則としています。
Q 事業区域内ならどこでも対策工事を実施してもよいか？
対策工事により、従前の下水道の排水区域、流出先の河川の集水域等の変更が行われないことを原則としています。
Q 雨水貯留浸透施設の維持管理は誰が行うのか？
施設の機能の保全を図ることが可能となるよう、施設の所有者または管理者が適切に維持管理を行うこととなります。
Q 雨水浸透阻害行為の内容が変更となる場合はどうするか？
雨水浸透阻害行為の内容が変更となる場合は、軽微な変更を除き、変更の許可申請（協議）が必要となります。なお、軽微な変更は、対策工事の着手予定日又は完了予定日の変更に限られます。
Q 工事完了検査は誰が行うのか？
身分証明書を携帯した、北海道の職員が行います。
Q 標識の設置は誰が行うのか？
北海道が行います。

**事前相談・許可申請に必要な書類（様式、図面、資料）について**

Q 様式－1、2に入力する面積の単位・有効数字は？

面積の単位は「ha」で、小数第4位（1m<sup>2</sup>）まで入力してください。

Q 様式－3、4、5は、どの部分を入力するのか？

様式－1、2を入力すると自動で計算されるため、数値入力の必要はありません。

Q 様式－6はどのように作成するのか？

詳細については、「様式－1～6 許可申請様式計算シート.xls」の「様式－6作成要領」シートを参照してください。

Q 様式－7はどのように記入するのか？

p36の記入例を参考に記入してください。

Q 様式－8は何のために必要か？

設置する雨水貯留浸透施設の機能を十分に発揮・維持する必要があることから、維持管理計画を確認するために必要となります。

Q 別記第1号様式はどのように記入するのか？

p3の記入例を参考に記入してください。

Q 図面、資料にはどのような記載が必要か？

p45～48の「様式チェックシート」に審査で主に確認する事項を記載していますので参照してください。

## 様式の記載例

現況土地利用区分面積集計表（行為前）

様式一 1

エリア No	宅地等										舗装された土地			その他土地からの流出雨量を増加させるおそれのある行為に係る土地			左記以外の土地					
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法有し ないに 限る。)	道路 (法有す るもの に限る。)	鉄道線 路 (法有し ないに 限る。)	鉄道線 路 (法有す るもの に限る。)	飛行場 (法有し ないに 限る。)	飛行場 (法有す るもの に限る。)	コンク リートの 不透水性 の材料に よって覆 われた土 地(法面 を除く)	コンク リートの 不透水性 の材料に よって覆 われた土 地	ゴルフ 場(雨水 を排水す るための 排水施設 を伴うもの)	運動場 その他に これら類 する施設 (雨水を 排水す るための 排水施設 を伴うもの に限る)	ローソ ラその他 の建築機 械を用い て締めら れた土地	山地	人工的 に造成さ れた植生 に覆われ た法面	林地、 耕地、 原野そ の他に ローソ ラその他 の建築 機械を 用いて ない土 地				
1	0.0300																					
2																						
3																						
4																						
5																						
小計1	0.0300																				0.2300	
小計2																						0.2300
合計																						0.2300

(単位：ha)



計画土地利用区分面積集計表（行為後）

様式－2

エリア No	宅地等									舗装された土地			その他土地からの流出雨量を増加させるおそれのある行為に係る土地			左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を有しないものに限る。)	道路 (法面を有するものに限る。)	鉄道線 (法面を有しないものに限る。)	鉄道線 (法面を有するものに限る。)	飛行場 (法面を有しないものに限る。)	飛行場 (法面を有するものに限る。)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	ゴルフ場(雨水を排除するための排水設備を伴うもの)	運動場その他(雨水を排除するための排水設備を伴うものに限る)	ローソクその他に類する機械を用いた土地	山地	人工的に造成された植生を覆った法面	林地、耕地、原野その他ローソクその他に類する建設機械を用いた土地
1	0.0300																	
2						0.0050												
3										0.0600								
4																		
5	0.0900													0.0800				
小計1	0.1200					0.0050					0.0600			0.0800				
小計2											0.0600			0.0800				
合計											0.0600			0.0800				

(単位：ha)

行為前後の土地利用集計表

様式-3

土地利用区分	①欄 様式-1 現況土地利用面積 (ha) ①		②欄 様式-2 計画土地利用面積 (ha) ②		③欄 面積差 (ha) ②-①	④欄 雨水浸透阻害行為の当該面積 ③欄が (+) の場合、原則当該 該当の場合面積 (ha) を記入	参考 流出係数	備考						
	様式-1 小計1の欄	様式-2 小計1の欄	様式-2 小計1の欄	様式-2 小計1の欄										
宅地等	宅地	0.0300	0.1200	0.0900			0.9							
	池沼						1							
	水路						1							
	ため池						1							
	道路 (法面を有しないものに限る。)	0.0050	0.0050				0.9	宅地等の区分 同士の増 減は対象と しない。						
	道路 (法面を有するものに限る。)						加重平均							
	鉄道線路 (法面を有しないものに限る。)						0.9							
	鉄道線路 (法面を有するものに限る。)						加重平均							
	飛行場 (法面を有しないものに限る。)						0.9							
	飛行場 (法面を有するものに限る。)						加重平均							
小計	0.0350	0.1250	0.0900	0.0900										
舗装された土地	コンクリート等の不透透性の材料により覆われた土地 (法面を除く)							0.95						
その他土地 からの流出雨水 量を増加させ るおそれのある 行為に係る 土地	小計		0.0600	0.0600				1						
	ゴルフ場 (雨水を排除するための排水施設を伴うもの)							0.5						
	運動場その他これに類する施設 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)		0.0800	0.0800				0.8						
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地							0.5						
	小計		0.0800	0.0800										
	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面							0.3					
	上記に掲げる土地以外の土地													0.4
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地								0.2300		-0.2300			
	小計	0.2300		-0.2300										
	合計	0.2650	0.2650	0.2300	0.2300									

(-) の欄は記載不要 (単位: ha)

④欄の合計 0.2300 ha

0.1ha (1,000㎡) 以上の場合、申請の対象

雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数

行為区域位置 住所：〇〇市〇〇区〇〇町

行為面積 0.2300 ha

行為前後の土地利用区分

区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)	
宅地等に該当する土地	第1号関連	宅地	0.90	0.0300	0.1200
		池沼	1.00		
		水路	1.00		
		ため池	1.00		
		道路(法面を有しないもの)	0.90	0.0050	0.0050
		道路(法面を有するもの)			
		鉄道線路(法面を有しないもの)	0.90		
		鉄道線路(法面を有するもの)			
		飛行場(法面を有しないもの)	0.90		
		飛行場(法面を有するもの)			
宅地等以外の土地	関第2号	不浸透性材料により舗装された土地(法面を除く)	0.95		0.0600
		不浸透性材料により覆われた法面	1.00		
	第3号関連	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.50		
		運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.80		0.0800
		ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50		
	土第3号第1の掲号土げか	山地	0.30		
		人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40		
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	0.2300		
その他					
面積計			0.2650	0.2650	
平均流出係数			0.292	0.881	

※ 様式-1, -2, 図面-3, -4, -5, -6参照

## 雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量

合理式  $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$

Q: 流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )  
 f: 流出係数 (様式-4より)  
 r: 最大降雨強度(10分間) ( $\text{mm}/\text{h}$ )  
 A: 集水面積 (ha) (様式-4より)

### ① 行為前の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.292 \times 78.2 \times 0.2650 = 0.01681 \text{ m}^3/\text{s}$$

### ② 行為後の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.881 \times 78.2 \times 0.2650 = 0.05071 \text{ m}^3/\text{s}$$

よって,

$$0.05071 \text{ m}^3/\text{s} - 0.01681 \text{ m}^3/\text{s} = 0.03390 \text{ m}^3/\text{s}$$

0.03390  $\text{m}^3/\text{s}$ 分をカットする対策が必要。



雨水浸透阻害行為許可事前相談書

県の担当者と事前に相談日時を電話等で決めて下さい

事前相談日時	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) XX:XX~ :
事業区域に含まれる地域の名称	〇〇市〇〇町101番地, 102番地, 103番地
事業区域の面積	2,650平方メートル
予定する事業の計画の内容	宅地造成及び分譲住宅建設
事業主又は建築主等の住所・氏名	住所 〇〇〇〇住宅建設株式会社
	氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
代理人等の住所・氏名・連絡先	住所 〇〇市〇〇町1-1-1
	氏名 〇〇〇設計事務所株式会社
	連絡先 XXX (XXX ) XXXX 担当者名 〇〇

事業区域に含まれるすべての地番を記入してください。

建築物(用途)の建設、駐車場の整備など、具体的に記入してください。

担当者名は必ず記入してください。

(注) 事前相談には、次の図書を添付してください。(各図書の作成要領は、裏面を参照して下さい)

- 1 行為区域位置図 (図面-1)
- 2 行為区域区域図 (図面-2)
- 3 現況平面図 (行為前) (図面-3)
- 4 現況土地利用求積図 (行為前) (図面-4)
- 5 現況土地利用区分面積集計表 (行為前) (様式-1)
- 6 土地利用計画図 (行為後) (図面-5)
- 7 土地利用計画求積図 (行為後) (図面-6)
- 8 計画土地利用区分面積集計表 (行為後) (様式-2)
- 9 行為前後の土地利用集計表 (様式-3)
- 10 土地の登記事項を示す書類 (全部事項証明書の写し) (資料-1)
- 11 公図の写し (資料-2)
- 12 事業概要説明書、事業概要図 (資料-4)
- 13 行為区域の現況写真 (資料-5)

相談に必要な資料です。必ずご持参下さい。なお、作成等でわからない点は、おたずねください。

この事前相談は、雨水浸透阻害行為許可の申請の要否についてのみ審査するもので、他法令等に基づく審査を行うものではありません。

処理欄はこちらで使用します。記入不要です。

※処理欄

事前相談担当者名 \_\_\_\_\_

雨水浸透阻害行為面積	m <sup>2</sup>
雨水浸透阻害行為許可申請	( 要 ・ 不要 )
許可申請不要の理由	_____
備考	_____
結果の連絡	年 月 日 済 ( □TEL □来庁 )
	連絡した相手名

※印欄は記入しない

貯留浸透施設の管理に関する実施計画書（例示）

特定都市河川浸水被害対策法第3条により特定都市河川流域の指定を受けた〇〇川流域において、法第30条「雨水浸透阻害行為の許可」を受けるにあたり法第32条（許可の基準）に基づく対策工事として設置した雨水貯留浸透施設の機能を十分に発揮・維持させるため、下記に基づき管理を実施する。

記

第1条 この管理実施計画書の対象とする雨水貯留浸透施設は、次に所在するものとする。  
所在地

第2条 この管理実施計画書を実施する責任者（実質管理者）は以下の者とする。  
氏名

第3条 この管理実施計画書において雨水貯留浸透施設とは、雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために施行した雨水を一時的に貯留し、又は浸透させる施設をいい、具体的には、貯留機能又は浸透機能を発揮するための敷地、周囲堤、排水口、浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等の総体をいう。  
2 雨水貯留浸透施設の位置、範囲及び機能の概要は、別図のとおりとする。  
(別図：平面図，標準横断図，構造図)

第4条 管理者は雨水貯留浸透施設に関し、その機能を維持する上で必要な範囲内において、別表に示す点検作業（定期点検，緊急点検，機能点検）を実施するとともに、点検作業で必要が認められた場合には清掃，修繕工事等を行うものとする。  
2 また、維持管理作業の内容は施設台帳や維持管理記録を作成し保管するとともに、その後の維持管理に役立てるものとする。

第5条 雨水貯留浸透施設の管理者を変更する場合や管理者を複数に分割する場合は、新たな管理者が当該施設の維持管理を引き継ぐこととする。

第6条 雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある以下の行為を行う場合には法第39条に基づいてあらかじめ都道府県知事の許可を得るものとする。  
・雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋め立て  
・雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域における建築物等の新築，改築又は増築  
・雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去  
・そのほか雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為

第7条 宅地又は、建物の売買にあたっては、宅地建物取引業法に基づく手続きの際に、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為（法第39条）を行う場合は許可が必要であること、および標識の移転等の行為（法第38条第5項）を行う場合は設置者の承諾が必要であることを重要事項説明（宅地建物取引業法第35条）に明記するものとする。

第8条 対策工事伴い設置する雨水貯留浸透施設の存在と維持管理者を表示した標識の保全に努めるものとする。

別表

分類	種類	作業内容	頻度
点検作業	定期点検	・破損，陥没，変形，蓋のずれ等の状況確認 ・ゴミ，土砂，枯れ葉等の堆積状況確認 ・樹根の進入状態の確認	年1回以上
	緊急点検	・点検の内容は定期点検と同様	地震時
	機能点検	・機能の評価（簡易浸透試験）	定期点検の結果より必要に応じて代表施設で実施
清掃・修繕工事等	清掃・土砂搬出等	・清掃，樹根の除去 ・土砂搬出等の通常の清掃作業	点検作業で必要が認められた場合に実施
	修繕・補修工事等	・破損，陥没箇所及び劣化損耗箇所の補修・修繕・改良工事	
	機能回復作業	・透水シートの交換洗浄・砕石の人力による洗浄又は高圧洗浄	

別記第 1 号様式

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書												
設計者 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所	郵便番号 XXX-XXXX 〇〇市〇〇町 1-1-1 電話番号 XXX-XXX-XXXX										
	氏名	〇〇〇〇住宅建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇										
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		〇〇市〇〇町 101 番地, 102 番地, 103 番地										
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針		林地や畑を埋め立て、宅地を建設します。 行為前後において流出雨水量の増加が無いよう対策を行います。										
行為区域(対策工事貯留浸水区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地の現況	宅地	池沼	水路	ため池	道路(法面無)	道路(法面有)	鉄道線路(法面無)	鉄道線路(法面有)	飛行場(法面無)	飛行場(法面有)		
	300 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	50 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	舗装された土地(法面を除く。)	舗装された土地(法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計			
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	2,300 m <sup>2</sup>	2,650 m <sup>2</sup>			
行為区域(対策工事貯留浸水区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地利用計画	宅地	池沼	水路	ため池	道路(法面無)	道路(法面有)	鉄道線路(法面無)	鉄道線路(法面有)	飛行場(法面無)	飛行場(法面有)		
	1,200 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	50 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	舗装された土地(法面を除く。)	舗装された土地(法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計			
	600 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	800 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	2,650 m <sup>2</sup>			
行為前の流出係数				0.292				行為後の流出係数				0.881
行為前の流出雨水量				0.01681 m <sup>3</sup> /秒				行為後の流出雨水量				0.05071 m <sup>3</sup> /秒
雨水貯留浸透施設の計画		名称		容量又は規模及び構造				管理者(帰属先)				
		貯留施設(調整池)		90m <sup>3</sup> 、自然調節方式				〇〇住宅建設株式会社				
その他												

注 「その他」の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者(帰属先)等を記載すること。



別記様式第二

雨水浸透阻害行為 許可申請書  
協 議

<p style="text-align: center;">第 30 条 の規定により、雨水浸透阻害行為 第35条</p> <p>特定都市河川浸水被害対策法 について 許可を申請 します。 協 議</p> <p style="text-align: center;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>北海道知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所 北海道〇〇市〇〇町1-1-1 〇〇〇〇住宅建設株式会社 氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印</p>	<p>※ 手数料欄</p>
--	-------------------

雨水浸透阻害行為等の概要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	〇〇市〇〇町100番地, 101番地, 102番地, 103番地
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	2,300平方メートル
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	分譲住宅(15宅地)の宅地造成 <small>(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による)</small>
	4 対策工事の計画の概要	貯留施設(調整池) <small>(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による)</small>
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
	7 対策工事の着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
	8 対策工事の完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
	9 その他必要な事項	〇〇市宅地開発事業に関する条例(開発行為)協議中

※受付番号	年 月 日	第 号
※許可に付した条件		
※許可番号	年 月 日	第 号

備考

- 1 「許可申請」、「第30条」、「許可を申請協議」については、該当するものを○  
囲むこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
- 5 「その他の必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

その他の様式（変更、工事実施～完了）

別記第2号様式

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

年 月 日

北海道知事 様

申請（協議）者 住 所（法人にあたっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあたっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法 第37条第1項 第37条第4項において準用する同法第35条 の規定により、

雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更について許可を申請し、  
 に係る協議が成立した事項の変更について協議 します。

変更に係る事項	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	m <sup>2</sup>
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
変更の理由		
雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号
工伴 工事 の 計画 の 変更 する 事項	1 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
	2 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
	3 対策工事の着手予定日	年 月 日
	4 対策工事の完了予定日	年 月 日
その必要な事項		
※受付番号		年 月 日 第 号
※変更の許可に付した条件		
※変更の許可番号		年 月 日 第 号

- 注1 「変更に係る事項」の欄及び「工事の計画の変更に伴い変更する事項」の欄は、変更をしようとする事項について、変更後のものを記載すること。
- 2 「その他必要な事項」の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 3 ※印のある欄は、記載しないこと。

別記第3号様式

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の着手予定日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の完了予定日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
変更の理由			
その他必要な事項			

別記第4号様式

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法施行細則第5条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事(許可番号 年 月 日 第 号)について、次のとおり着手しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の着手日	年 月 日
対策工事の着手(予定)日	年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
工事施工者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住 所
	氏 名
	連 絡 先 (電話番号 )
	現場管理者の氏名

別記様式第三

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 年 月 日
- 2 対策工事の完了年月日 年 月 日
- 3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称

※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	年 月 日 第 号

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。

## 様式チェックシート（審査要領）

【様式】

事前	申請	様式番号	名 称	確 認 事 項
○	○	様式-1	現況土地利用区分面積集計表（行為前）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況土地利用求積図（図面-4）の内容が正しく記載されているか</li> <li>・単位がhaであるか</li> <li>・合計欄が様式-2の合計欄と整合しているか</li> </ul>
○	○	様式-2	計画土地利用区分面積集計表（行為後）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用区分求積図（図面-6）の内容が正しく記載されているか</li> <li>・単位がhaであるか</li> <li>・合計欄が様式-1の合計欄と整合しているか</li> </ul>
○	○	様式-3	行為前後の土地利用集計表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式-1、様式-2の内容が正しく記載されているか</li> <li>・雨水浸透阻害行為当該面積（④欄）が正しく算出されているか</li> <li>・単位がhaであるか</li> </ul>
○	○	様式-4	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式-3の内容が正しく反映されているか</li> </ul>
○	○	様式-5	雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流出雨水量の考え方や諸元、計算に誤りがないか</li> </ul>
○	○	様式-6	政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・考え方、計算に誤りがないか</li> </ul>
○	○	様式-7	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域に含まれる全ての地番が記載されているか</li> <li>・事業区域の面積が様式-1と整合しているか</li> </ul>
○	○	様式-8	貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の所在、管理の責任者が記載されているか</li> <li>・管理する施設の位置、範囲及び機能の概要がわかる図面が添付されているか</li> <li>・施設機能を維持するための点検・清掃等の作業内容や頻度が適切か</li> </ul>
○	○	別記第1号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の住所、氏名が記載されているか</li> <li>・「雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が正しく記載されているか</li> <li>・雨水浸透阻害行為に関する工事等の計画の方針が簡潔に記載されているか</li> <li>・「行為区域内の土地の現況」「行為区域内の土地利用計画」の面積が様式-4に整合しているか</li> <li>・単位がm<sup>2</sup>であるか</li> <li>・「行為前（行為後）の流出係数」が様式-4に整合しているか</li> <li>・「行為前（行為後）の流出雨量」が様式-5に整合しているか</li> <li>・「雨水貯留浸透施設の計画」が様式-6に整合しているか</li> </ul>
○	○	別記様式第二	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「許可申請」と「協議」について該当するものが○で囲まれているか（法第30条の場合は「許可申請」、法第35条の場合は「協議」）</li> <li>・申請日（日付）が記入されているか</li> <li>・申請先（知事等）の記入が正しいか</li> <li>・申請者の住所、氏名が記入されているか</li> <li>・「1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が様式-7や図面-1、図面-2と整合しているか</li> <li>・「2 雨水浸透阻害行為区域の面積」が様式-3と整合しているか</li> <li>・「3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要」は工事計画概要が簡潔に記載されているか</li> <li>・「4 対策工事の計画の概要」は対策工事概要が簡潔に記載されているか</li> <li>・「5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日」「6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日」は資料-6と整合しているか</li> <li>・「7 対策工事の着手予定日」「8 対策工事の完了予定日」は資料-6と整合しているか</li> <li>・「9 その他必要な事項」が記載されている場合、協議事項等が確認できる協議資料が添付されているか</li> </ul>



【図面】

事前	申請	図面番号	名 称	確 認 事 項
○	○	図面-1	行為区域位置図【縮尺1/50,000以上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な縮尺を採用し、明記されているか</li> <li>・方位が記載されているか</li> <li>・申請区域が赤色で示されているか</li> <li>・放流先の河川名が明記され、着色等により明確に示されているか</li> <li>・申請位置に最も近い主要道路名が明記され、着色等により明確に示されているか</li> </ul>
○	○	図面-2	行為区域区域図【縮尺1/2,500以上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な縮尺を採用し、明記されているか</li> <li>・方位が記載されているか</li> <li>・申請箇所の地番等が示されているか</li> <li>・申請区域の境界が赤色で示されているか</li> <li>・土地の形状が示されているか</li> <li>・図面-1で示した河川・主要道路が図面内にあれば同じく示されているか</li> <li>・市町村界、市内の町又は字の境界があれば示されているか</li> </ul>
○	○	図面-3	現況平面図（行為前）【縮尺1/2,500以上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な縮尺を採用し、明記されているか</li> <li>・方位が記載されているか</li> <li>・申請箇所の地番等が示されているか</li> <li>・申請区域の境界が赤色で示されているか</li> <li>・土地の形状が示されているか（等高線（2m間隔）、現況地盤高が示されているか）</li> <li>・既存建物、擁壁等が示されているか</li> </ul>
○	○	図面-4	現況土地利用求積図（行為前）【縮尺1/2,500以上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図と表の数値に矛盾がないか</li> <li>・求積方法（CAD計測等）が明示されているか</li> <li>・行為（集水）区域の境界並びに現況土地利用形態（流出係数の区分）ごとの面積が表示されているか</li> <li>・適切な縮尺を採用し、明記されているか</li> <li>・方位が記載されているか</li> <li>・申請箇所の地番等が示されているか</li> <li>・申請区域の境界が赤色で示されているか</li> <li>・等高線（2m間隔）、現況地盤高が示されているか</li> <li>・図面上の土地利用形態と現況（資料-5）が整合しているか</li> </ul>
○	○	図面-5	土地利用計画図（行為後）【縮尺1/2,500以上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な縮尺を採用し、明記されているか</li> <li>・方位が記載されているか</li> <li>・申請区域の境界が赤色で示されているか</li> <li>・地形が示されているか</li> <li>・土地利用計画が明示されているか</li> </ul>
○	○	図面-6	土地利用計画求積図（行為後）【縮尺1/2,500以上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図と表の数値に矛盾がないか</li> <li>・行為（集水）区域の境界並びに計画土地利用形態（流出係数の区分）ごとの面積が表示されているか</li> <li>・適切な縮尺を採用し、明記されているか</li> <li>・方位が記載されているか</li> <li>・申請箇所の地番等が示されているか</li> <li>・申請区域の境界が赤色で示されているか</li> <li>・求積方法（CAD計測等）が明示されているか</li> </ul>
(※)	○	図面-7	排水施設計画平面図【縮尺1/2,500以上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な縮尺を採用し、明記されているか</li> <li>・方位が記載されているか</li> <li>・申請区域の境界が赤色で示されているか</li> <li>・集水区域、管渠、人孔、柵、その他浸透貯留施設、流下方向、接続状況、吐口位置が示されているか</li> <li>・排水系統に問題はないか</li> <li>・放流先の名称が記載されているか</li> </ul>

【図面つづき】

事前	申請	図面番号	名 称	確 認 事 項
	○	図面-8	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図【縮尺1/2,500以上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な縮尺を採用し、明記されているか</li> <li>・方位が記載されているか</li> <li>・申請区域の境界が赤色で示されているか</li> <li>・対策工事の計画位置（貯留）又は計画区域（浸透）及び集水区域が表示され、対策工事の計画の内容が反映されているか</li> </ul>
	○	図面-9	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図 ・雨水貯留浸透施設の形状【縮尺1/2,500以上】 ・雨水貯留浸透施設の構造の詳細【縮尺1/500以上】（プラスチック製品の品質証明書）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の構造及び寸法が、平面図、縦断面図、横断面図により示されているか</li> <li>・施設の構造の詳細が示されているか（流入口、放流口などの施設の構造及び寸法の表示）</li> <li>・対策工事の計画内容が反映されているか</li> </ul>
	○	図面-10	標識設置位置図【縮尺1/500以上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標識の設置位置が明確に表示されているか</li> </ul>

(※) については、事前相談時に作成していれば添付してください。

【資料】

事前	申請	資料番号	名 称	確 認 事 項
	○	資料-1	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての土地が流域内であるか</li> </ul>
	○	資料-2	公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての土地が流域内であるか</li> </ul>
	(※)	資料-3	開発許可等に伴う対策量算定結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発許可等で要求される対策工事量の算出過程が示されているか</li> <li>・開発許可等で要求される対策工事量と計画工事量の比較がされているか</li> </ul>
	○	資料-4	事業概要説明書、事業概要図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業概要説明書に以下の事項が記入されているか 地域地区（用途地域、建ぺい率、容積率等）、建築物の概要（用途、戸数、規模、構造、建築面積、建築延床面積、高さ）、宅地造成の概要（宅地数、平均宅地面積、建売・土地分譲の別、公共・公益施設）</li> <li>・事業概要図に平面図、立面図、縦断面図、横断面図が示されているか</li> </ul>
	○	資料-5	現況写真（写真撮影位置図を添付）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用形態が容易に判別できるか</li> <li>・写真撮影地点、方向が位置図示されているか</li> </ul>
		資料-6	工事工程表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水浸透阻害行為に関する工事の着手・完了予定日は記載されているか</li> <li>・対策工事の着手・完了予定日は記載されているか</li> <li>・主要工種の工程は記載されているか</li> </ul>
	○	資料-7	その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、委任状、印鑑証明書、代表者事項証明書等を添付する</li> </ul>

(※) については、事前相談時に作成していれば添付してください。